

平成29年10月25日

大臣官房官庁営繕部

大臣官房官庁営繕部有資格業者に対する指名停止措置について

大臣官房官庁営繕部は、本日、青木あすなろ建設株式会社（法人番号 4010401010452）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

【問合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 櫻井 義則

契約第二係長 金井 宏行

TEL 03-5253-8111（内線23154・23155）

TEL 03-5253-8231（夜間直通）

FAX 03-5253-1541

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
青木あすなろ建設株式会社	4010401010452	東京都港区芝 4-8-2

2 指名停止措置期間：平成29年10月25日～平成29年11月24日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲：官庁営繕部の発注する工事及び業務

4 事実概要

上記事業者の従業員は、神奈川県内の残土処分場にごれきやコンクリート片など約417トンを捨てたとして、平成29年9月28日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の容疑で神奈川県警に逮捕された。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内